

重要事項説明書

この書面は、利用者様が訪問介護サービス、予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービスの契約にあたって、利用者様やご家族の方に知っていただきたい事項を記載したものであり、契約書の内容をご理解していただけるような内容となっております。

1 事業所の概要

事業所名	指定訪問介護事業所 指定予防専門型訪問サービス事業所 指定生活支援型訪問サービス事業所 D&M 株式会社 さわやかサービス
所在地	愛知県岡崎市羽根町字陣場 173 番地
居宅介護サービスの種類	訪問介護 予防専門型訪問サービス 生活支援型訪問サービス
指定事業所番号	2372100574号
管理者氏名及び連絡先	氏 名 久保田 あきよ TEL (0564) 57-1115 FAX (0564) 58-2828
通常のサービス提供実施地域（交通費無料エリア）	岡崎市／幸田町／安城市／豊田市 （予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービスは岡崎市のみ）

2 事業所の職員体制

資 格	常 勤	非 常 勤	計
介護福祉士	人	人	人
ホームヘルパー養成 研修修了者（1級）	人	人	人
ホームヘルパー養成 研修修了者（2級）	人	人	人
初任者研修修了者	人	人	人

3 事業所の営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日（12/30～1/3を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

（注）電話転送等により、24時間常時連絡が可能な体制としています。

4 当事業所のサービスの方針等

「利用者様およびその家族が快適に生活できること」を援助することを方針としています。

◎ こんなサービス（ホームヘルプサービス）が利用できます。

身体介護

- ①利用者様の身体に直接接触して行う介助
- ②利用者様の ADL や意欲の向上のために、ヘルパーが利用者様と共に行う自立支援のためのサービス
- ③その他専門知識・技術を持って行うサービス
（例：流動食・ミキサー食作りなど）

起床介助



就寝介助



排泄介助



衣服の着脱



身体の清拭・洗髪



入浴介助



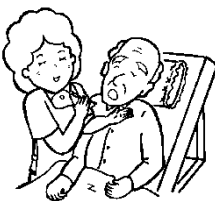
整容（髪を梳くなど）



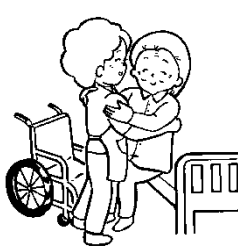
食事介助



服薬介助



移乗・移動介助



通院・買い物・外出介助



●その他、一緒に行う料理、手仕事など。

生活援助

① 掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助

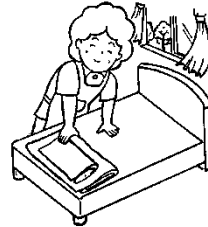
掃除・ごみ出し



洗濯



ベッドメイク



お買い物



調理



薬の受け取り



衣服の整理・補修



通院等乗降介助
(介護タクシー)

① 病院・リハビリ通院、外出支援など
(別紙参照)

- 。 サービスの内容については、お申し出くだされば、いつでも開示することができます。

ご希望の方はご連絡ください。

0564-57-1115

(介護タクシーの場合 0564-58-2424)

また、介護保険では提供できないサービスもありますのでご承知おきください。

*** 要介護認定前にサービスを利用した場合**

介護保険は、要介護認定の申請後、要介護認定がおりる前でもサービスを利用できます。しかし認定の結果適応外となった場合には、所定の利用料を負担していただく事になっております。また、認定結果によって、利用限度額を超えた場合は、その超えた分を自己負担していただくことになります。

サービス単位数表

令和6年6月現在

要介護		生活援助なし	生活援助1 (20分未満)	生活援助2 (45分未満)	生活援助3 (70分未満)
	身体介護なし	-	-	179	220 ※1
	身体介護0 (20分未満)	163	-	-	-
	身体介護1 (30分未満)	244	309	374	439
	身体介護2 (60分未満)	387	452	517	582
	身体介護3 (90分未満)	567	632	697	762
	身体介護4以降	30分を増すごとに82単位を加算			
	通院等乗降介助		97 + 運賃(運賃は別紙参照)		
	ヘルパー2人による訪問介護		所定単位数の100分の200を加算		
	早朝・夜間加算 (午前6時～8時、午後6時～10時)		所定単位数の100分の25を加算		
	深夜加算(午後10時～午前6時)		所定単位数の100分の50を加算		
	特定事業所加算(Ⅰ)		所定単位数の100分の20を加算		
	初回加算		200を加算		
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100を加算		
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200を加算		
	口腔連携強化加算		50を加算		
	認知症加算(Ⅰ)		3を加算		
	認知症加算(Ⅱ)		4を加算		
	予防専門型	緊急時訪問介護加算		100を加算	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定加算の1000分の245を加算			
週1回程度の利用(要支援1、2)		1176単位/月			
週2回程度の利用(要支援1、2)		2349単位/月			
週2回を超える程度の利用(要支援1、2)		3727単位/月			
標準的な内容の指定訪問型サービスの場合		278単位/回			
生活援助が中心で20分以上45分未満の場合		179単位/回			
生活援助が中心で45分以上の場合		220単位/回			
初回加算		200を加算			
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100を加算			
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200を加算			
口腔連携強化加算		50を加算			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定加算の1000分の245を加算			
地域区分：1ヶ月の合計単位に10.42円を乗じた額が算定されます					
	生活支援 サービス1回		230単位/回		
地域区分：1ヶ月の合計単位に10円を乗じた額が算定されます					

※1 「生活援助3」のみの場合、所要時間目安は60分未満となります

※2 週1回程度は月4回まで、週2回程度は月8回まで、週3回程度は月12回までは単価報酬とし、それらを超える利用については包括報酬となります

* その他の料金

介護保険が適用されないサービスを利用する場合、利用者様の全額自己負担となります。

当事業所では、介護保険外のサービスも行っております。

ご希望の方は、担当者にお気軽にお声をおかけください。

• 電話代

利用者様のご自宅で、サービス実施のためにやむを得ず電話をお借りした場合、代金は利用者様の実費負担とさせていただきます

• 交通費

実施地域を越えて行う訪問介護には、次の交通費をいただきます。

- (1) 実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル未満 200 円
- (2) 実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上 400 円

* キャンセル料

- (1) サービスの利用を休まれる場合は、すみやかに下記までご連絡ください。

電話番号 0564-57-1115

(介護タクシーの場合 0564-58-2424)

サービスを休まれる場合には、サービス予約時間の 1 時間前までには必ずご連絡ください。(留守番電話への吹き込みも可能です) ご連絡がなく、サービスを中止された場合は、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。

- (2) キャンセル料は、請求の際に一緒に請求いたします。

1 回につき	1.000 円
--------	---------

* 支払方法

- サービスを利用した場合、翌月 15 日までに前月分の利用料の請求をいたします(「請求書」を郵送します)。
- 請求書には明細が付いていますので、必ず内容をご確認ください。
支払方法は、金融機関からの自動振込み(口座から引き落としされます)によりお願い申し上げます。
- 口座からの引き落とし日は、翌月の 20 日です。
- ゆうちょ・岡信以外の口座より引き落としの場合は、翌月の 26 日です。
(手数料 165 円をご負担いただきます)
- 領収書は引落とし確認後郵送させていただきます。

* サービス利用に当たっての禁止事項について

事業所や事業所職員に対して、以下のハラスメント行為を禁止といたします。

- ① 身体的暴力(たたく等)

- ②精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）
- ③セクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる、卑猥な言動等）
- ④嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為等

＊ 金銭及び貴重品（高額商品）の管理

全国で金銭等に関するトラブルが多発しております。気持ちよくサービスを受けて頂くためにも、金銭及び貴重品（高額商品）をヘルパーの目に入る場所に置く事を避けて頂き、利用者様及びご家族様の責任のもと、その管理をお願い致します。

当事業所では、金銭及び貴重品（高額商品）の管理及び紛失等における一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

＊ 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者（管理者・別府 芳江）

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

＊ 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

＊ 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための

計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

* 緊急時の対応方法

ご利用者様の病状の急変やその他必要な場合には、主治医（かかりつけ医）又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

ならびにご家族の方に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。

協力医療機関	医療機関の名称	医療法人 永坂内科医院
	協力医氏名	院長 永坂 博彦
	所在地	岡崎市羽根町若宮 13
	電話番号	0564-51-1511
	契約の概要	当事業者と医院は協力医療機関の契約を締結しています。

* サービスに関する相談や苦情の窓口

当事業所利用者様相談窓口	電話番号 0564-57-1115 FAX 番号 0564-58-2828 相談員（責任者）久保田 あきよ 対応時間 8:30 ~ 17:30
--------------	--

（介護保険サービスの苦情について）

※お住まいの市町村窓口へお願いします

愛知県国民健康保険団体連合会（国保連） 〒461-0001 名古屋市東区泉 1 丁目 6-5	TEL (052) 971-4165 FAX (052) 962-8870
岡崎市役所介護保険相談窓口	(0564) 23-6682
幸田町役場介護保険相談窓口	(0564) 63-5117
安城市役所介護保険相談窓口	(0566) 71-2226
豊田市役所介護保険相談窓口	(0565) 34-6634

＊ 損害賠償

当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

当事業所が利用者様に対して賠償すべきことが起こった場合は、誠実に対応するとともに、契約書本文第10条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします。

加入保険名	賠償責任保険（あいおい損害保険株式会社）
保険の内容	介護保険指定事業者の業務中の第3者に対する賠償責任
賠償できる事項	介護保険法に規定する事業及び付随して行うその他のサービスにかかる賠償責任保障・障害保障
連絡担当者	（氏 名）久保田 あきよ（連絡先）0564-57-1115

＊ サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有 ・ 無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

訪問介護サービス、予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

所在地 岡崎市羽根町字陣場 173 番地
 名称 D&M 株式会社 さわやかサービス
 代表者氏名 代表取締役 永 坂 佳 規
 電話番号 (0564) 57-1115

令和 年 月 日

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護サービス、予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービスの提供開始に同意しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 () _____

利用者は、身体状況等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が本人に代わり、上記署名を行いました。

私は、本人の契約意志を確認しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

本人との関係 _____

電話番号 () _____